

韓国における取締役の義務と 2025 年 7 月商法改正

長谷川 乃 理

目次

- 1 はじめに（韓国における 2025 年 7 月商法改正）
- 2 2025 年 7 月改正前商法における取締役の義務
- 3 2025 年 7 月商法改正にいたる経緯
- 4 2025 年 7 月改正における取締役の義務の範囲拡大とその評価
- 5 おわりに

1 はじめに（韓国における 2025 年 7 月商法改正）

韓国においては、取締役の忠実義務の対象拡大と企業価値向上とを関連付ける傾向があるといわれる¹。韓国企業の市場価値が低い理由のひとつを、支配株主が自身の私的利得のために会社の資産や利益を不当に使用すること（tunneling）に求めているのである²。

その例のひとつとして、韓国では、韓国企業の時価総額を高め、いわゆる「コリアディスカウント³」、すなわち海外の同業他社に比して株価が低

-
- 1 クォン・ヨンス「取締役の義務にかんする日本の法体系と我が国への示唆点」商事法研究第 43 卷第 3 号（2024）、69 頁。
 - 2 ソ・ウォンソク「取締役の忠実義務の対象」商事法研究第 43 卷第 2 号（2024）、369 頁。
 - 3 チョン・ジュンヒョク「株主保護のための資本市場統合法制度の改善と争点—自己株式、配当手続の改善、物的分割後の上場、義務的公開買付、内部者取引事前開示制度を中心に—」企業法研究第 38 卷第 2 号（2024）、37 頁。また、

い状況を打破することを目的とする商法改正が行われた。2025年7月3日に国会で可決した改正商法（法律第20991号、以下「2025年7月商法改正」とする）は、①取締役の忠実義務の対象の拡大、②電子株主総会制度の導入、③上場会社における独立取締役制度の導入および選任比率の拡大、④上場会社における監査委員の選解任における主要株主の影響力の低下を主な内容とし、①は同月22日から既に施行されている。③、④は約1年後の2026年7月23日、②は2027年1月1日に施行予定である⁴⁵。

本稿においては、①取締役の忠実義務の対象拡大について、その導入の背景を検討し、改正内容について評価を試みる。

2 2025年7月改正前商法における取締役の義務

韓国においても、日本と同様に会社と取締役との関係は民法上の委任の規定が準用される（382条2項⁶）。よって、取締役は受任者として会社の業務執行の意思を決定する権限を有し、善管注意義務を負う（民681条⁷）。

2025年7月改正前商法382条の3は、「取締役の忠実義務」と題して「取締役は法令と定款の規定に従い会社のためその職務を忠実に遂行しなけれ

外国人投資家による回避、企業価値の過小評価、経営の不透明性等を指摘するものとして、キム・ジュンソク、カン・ソヒョン「コリアディスカウント原因分析」資本市場研究院イシュー報告書（2023）

<https://www.kemi.re.kr/flexer/view?fid=25850&fgu=002002&fty=004003>

4 韓国法務部HPニュース記事「コリアディスカウント？これからはコリアブレミアム！<株主保護のための「商法」改正>」

<https://www.moj.go.kr/moj/228/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbW9qJTJGMTg5JTJGNTk3MjU5JTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNG>

5 以下、条文を挙げる際は特に国名の指定がなければ韓国の法律を指すものとする。

6 382条（取締役の選任、会社との関係および社外取締役）①取締役は株主総会で選任する。

②会社と取締役の関係は「民法」の委任にかんする規定を準用する。

③社外取締役は当該会社の常務に従事しない取締役であって次の各号の一に該当しない者をいう。社外取締役が次の各号の一に該当する場合にはその職を喪失する。

（以下略）

7 民681条（受任人の善管義務）受任人は委任の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委任義務を処理しなければならない。

ばならない」と規定していた。この忠実義務は、アジア通貨危機後、IMF からの融資を受ける条件としてコーポレート・ガバナンス改革を求められたことに対応するための商法等改正の一環として導入された⁸。制定理由は「取締役の責任強化を通じた健全な企業運営を促進するため、取締役に法令と定款の規定により会社のため忠実にその職務を遂行する義務があることを明示」するためであった⁹。1998 年 12 月の商法改正においては、非取締役である財閥オーナーによる業務執行に対応するため「業務執行指示者」、いわゆる事実上の取締役の責任規定（401 条の 2¹⁰）も導入され、対会社責任、対第三者責任につき、業務執行指示者も代表訴訟等による責任追及の対象とされた。

その後、韓国においては、日本と異なり、取締役の義務を明示する傾向が続いた。2001 年 7 月の商法改正で、取締役による会社機密保持義務（382 条の 4¹¹）規定が新設されたほか、従来規定されていた取締役の利益相反取引（398 条¹²）および競業禁止についての規定（397

-
- 8 李哲松「善管注意義務と忠実義務にかんする理論の発展と展望」比較司法第 22 卷第 1 号（2015）、8 頁。アジア通貨危機後の韓国商法等改正によるコーポレート・ガバナンスについて、長谷川乃理「韓国における企業統治改革の進展：韓国の親子会社関係における取締役の責任追及に向けた取り組みを中心に」名古屋大学法政論集 222 号（2008）10～12 頁。
- 9 キム・ジョンホ『会社法第 8 版』法文社（2023）、522 頁は、この改正につきあくまで従来の判例・学説を法的に明示したに過ぎないと説明する。
- 10 401 条の 2（業務執行指示者等の責任）①次の各号の一に該当する者はその指示や執行した業務にかんして第 399 条、第 401 条、第 403 条、および第 406 条の 2 を適用する場合にはその者を「取締役」とみなす。
- 1 会社に対する自身の影響力をを利用して取締役に業務執行を指示した者
 - 2 取締役の名前で直接業務を執行した者
 - 3 取締役でないが名誉会長・会長・社長・副社長・専務・常務・取締役その他会社の業務を執行する権限があるものと認められる名称を使用して会社の業務を執行した者
- ②第 1 項の場合に会社または第三者に対して損害を賠償する責任がある取締役は第 1 項に規定した者と連帶してその責任を負う。
- 11 382 条の 4（取締役の秘密維持義務）取締役は在任中のみならず退任後も職務上知り得た会社の営業上の秘密を漏出してはならない。
- 12 398 条（取締役等と会社間の取引）次の各号の一に該当する者が自己または第三者の計算により会社と取引をするためにはあらかじめ取締役会において該当取引に関する重要事項を明らかにして取締役会の承認を得なければならない。

条¹³⁾に加え、2011年には会社機会の流用禁止規定（397条の2¹⁴⁾）が新設された¹⁵⁾。

取締役は、義務違反を含む任務懈怠行為によって会社に損害が発生した場合には会社に対して連帶して損害賠償責任を負う（399条¹⁶⁾）。当該損害賠償責任は原則として総株主の同意によってのみ免除可能であり、定款

この場合取締役会の承認は取締役の3分の2以上の数をもって行わなければならず、その取引の内容と手続きは公正でなければならない。

- 1 取締役または第542条の8第2項第6号による主要株主
 - 2 第1号の者の配偶者および直系尊卑属
 - 3 第1号の者の配偶者の直系尊卑属
 - 4 第1号から第3号までの者が単独または共同で議決権ある発行済株式総数の100分の50以上を有する会社およびその子会社
 - 5 第1号から第3号までの者が第4号の会社と合計して議決権ある発行済株式総数の100分の50以上を有する会社
- 13 397条（兼業禁止）①取締役は取締役会の承認がなければ自己または第三者の計算で会社の営業の部類に属する取引をし、同種の営業を目的とする他の会社の無限責任社員や取締役となることができない。
②取締役が第1項の規定に違反して取引をした場合に会社は取締役会の決議によりその取締役の取引が自己的計算によりなしたものであるときにはこれを会社の計算によりしたものであるとみなすことができ、第三者の計算によりしたものであるときにはその取締役に対してこれによる利得の譲渡を請求することができる。
③第2項の権利は取引があった日から1年を経過すると消滅する。
- 14 第397条の2（会社の機会および財産の流用禁止）①取締役は取締役会の承認なく現在または将来に会社の利益となり得る次の各号の一に該当する会社の事業機会を自己または第三者の利益のため利用してはならない。この場合取締役会の承認は取締役の3分の2以上の数をもってしなければならない。
- 1 職務を遂行する過程で知り得たか会社の情報を利用した事業機会
 - 2 会社が遂行しているか遂行する事業と密接な関係がある事業機会
- ②第1項に違反して会社に損害を発生させた取締役および承認した取締役は連帶して損害を賠償する責任がありこれにより取締役または第三者が得た利益を損害と推定する。
- 15 2011年商法改正における397条の2新設にいたるまでの経緯は、長谷川乃理「韓国企業集団における親会社取締役の利益相反取引（上）」名城法学56（1・2）（2015）参照。
- 16 399条（会社に対する責任）①取締役が故意または過失により法令または定款に違反する行為をするか、その任務を懈怠した場合にはその取締役は会社に対して連帶して損害を賠償する責任を負う。
②前項の行為が取締役会の決議によるものであるときにはその決議に賛成した取締役も前項の責任を負う。
③前項の決議に参加した取締役であって異議を行った記載が議事録にない者はその決議に賛成したものと推定される。

に定めることで一定の免除が可能である（400 条¹⁷）。また、取締役の任務懈怠等による第三者の損害についても賠償責任を負う（401 条¹⁸）。

以上のように、韓国の商法における取締役の義務規定は、大きく言えば日本の会社法の規定と同様に、委任関係に由来する善管注意義務と忠実義務とに分類することができる¹⁹。忠実義務を具体的に規定するのが①利益相反取引規制（398 条）、②競業取引規制（397 条）および③会社機会流用禁止（397 条の 2）である。法令および定款を遵守し会社のために職務を忠実に遂行する義務を課す 398 条の 3 を善管注意義務との関係でどのように位置づけるかについては、韓国においても日本と同様に、同質説と異質説とに分かれて²⁰議論がなされてきた²¹。大法院判例においては日本と

-
- 17 400 条（会社に対する責任の減免）①第 399 条による取締役の責任は株主全員の同意により免除することができる。
②会社は定款に定めるところにより第 399 条による取締役の責任を取締役がその行為をした日以前の最近 1 年間の報酬額（賞与および株式買取請求権の行使による利益等を含む）の 6 倍（社外取締役の場合は 3 倍）を超過する金額に対して免除することができる。ただし、取締役が故意または重大な過失により損害を発生させた場合と、第 397 条、第 397 条の 2 および第 398 条に該当する場合にはこの限りでない。
- 18 401 条（第三者に対する責任）①取締役が故意または重大な過失によりその職務を懈怠したときにはその取締役は第三者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う。
②第 399 条第 2 項、第 3 項の規定は前項の場合に準用する。
…399 条 2 項、3 項は取締役会の決議による業務の決定があった場合の規定であるが、業務執行指示者につきそのような会議体を観念する必要があるかについては疑問がある。いたずらに業務執行指示者の範囲を拡大することにつながるのではないか。
- 19 李哲松『会社法講義第 29 版』博英社（2021）、609 頁は端的に「日本会社法第 355 条を下敷にした」とする。
- 20 このような分類を（特に、善管注意義務と忠実義務の性質上の差異を認めつつも、382 条の 3 でなく商法上の善管注意義務から忠実義務的な要素を認め得るという意見を同質説に分類することを）批判するものとして、キム・ゴンシク、ノ・ヒョクジョン、チョン・ギョンフン『会社法 第 5 版』博英社（2022）、416 頁。
- 21 学説は異質説が多数であるように思われる。例えば、同質説を強く唱えていた李哲松・前掲注 19、609 頁も、日本の条文を継受したことを認めつつ同条は「アメリカ・イギリスにおける取締役の信認義務の概念を成文的に表現したもの」としている。理由としては、「会社の規模が大きくなるにつれて社会的影響も大きくなり、善管注意義務のみで保障することは困難であり、より広い義務で

異なり明確な立場を表明しているわけではないが、取締役の善管注意義務と忠実義務とを同義のものとして使用しているという見解が多く示されており²²、実際に最近の事例²³においても善管注意義務と忠実義務とを区別することなく、並列して述べているものが大多数である。

しかし、日本よりもその規制対象となる者の範囲、規制される行為の範囲が広いのが韓国商法であるともいえる。取締役の忠実義務違反が具体的に規制される行為として、上記①～③が別個に規定されている²⁴のであれば、それらの行為に該当しない場合については、取締役の忠実義務を一般化したものが382条の3であるから、382条の3を根拠に取締役の責任を追及することになるはずである²⁵。しかし、先に述べたように大法院は382条の3を善管注意義務とは別個の特別な義務としていない²⁶。

ある信認義務を導入すべきである」。また、キム・ジョンホ前掲注9、466頁は、取締役に対して法令・定款を遵守し会社のために職務を遂行する義務を課す382条の3は、利益相反取引等の行為基準として機能しているとして、異質説の中でも別個の説を唱える。

- 22 クォン・ギボム『現代会社法論第2版』サムジウォン（2005）、657頁、ソ・ヒヨンジエ『事例中心体系会社法』法文社（2000）、463頁等。
- 23 例えは、転換社債発行にかかる取締役会の経営判断について「議案について十分な情報を収集・分析し、正当な手続きを経て意思決定を行った場合、その意思決定過程に著しい不合理がない限りそのように決議した取締役らの経営判断は尊重されるべきである」として、取締役の善管注意義務および忠実義務違反を否定した事例がある。大法院 2019年10月31日宣告 2017다293582。クォン・ジェヨル「商法第382条の存在意義」商事判例研究第22巻第1号（2009）、20頁は、取締役と会社間の利益相反取引についても382条の3が直接適用されないことをもって「少なくとも大法院判例においては、商法第382条の3が米国式の忠実義務の概念を受け入れていないことは明らか」と述べる。
- また、財閥企業に対する敵対的M&Aを阻止するため、系列会社の株式を追加取得しようとした会社の取締役に対して「企業集団を構成する個別の系列会社は、それぞれ独立した法人格を有する別個の会社であるため、個別の系列会社の取締役は、企業集団や他の系列会社に関連する職務を遂行する場合においても、善管注意義務と忠実義務を負う」ことが認められた事例も同様に二つの義務を並列している。大法院 2023年3月30日宣告 2019다280481。
- 24 ヤン・マンシク「商法上の取締役の忠実義務と会社機会流用禁止に関する再考・3」商事判例研究第37巻第3号（2024）、16頁。
- 25 日本では会社機会の奪取について明文の規定はないが、忠実義務違反にあたる場合があることが指摘されている。江頭憲治郎『株式会社法（第9版）』有斐閣（2024）、441～442頁。
- 26 コ・ボムソン「商法上取締役の忠実義務に関する検討—自己取引禁止違反に關

規制の対象となる者の範囲についても、利益相反取引については業務執行指示者でない主要株主まで含むのに対し（398 条 1 号）、382 条の 3、および競業避止義務や会社機会流用禁止規定は執行役員に適用されても業務執行指示者には適用されない（408 条の 9 における準用規定）。信認義務を構成する一連の規定として整理するには一貫性を欠く状況であった。

3 2025 年 7 月商法改正にいたる経緯

2011 年商法改正の際に問題とされたのは、光州新世界百貨店事件²⁷をはじめとした韓国の財閥総帥一家による会社機会の流用であり、その利益の規模は 2008 年の時点で約 3 兆 5 千億ウォンであると言われていた。しかし、2011 年商法改正による会社機会の流用禁止規定の導入後も、財閥による系列会社の分離・統合の動きは止まらず²⁸、韓国で企業監視等を活発に行う NGO のひとつである経済改革研究所の調査によると、24 大財閥における財閥総帥一家の会社利益流用等による私的利息の総額は 35 兆 8 千億ウォンと大幅に増加していた²⁹。

特に、2015 年に大きく報道されたのがサムスン物産と第一毛織の合併問題³⁰であった。サムスン財閥系列会社同士の合併ではあったが、第一毛

する 2016.8.24 宣告 2016 다 222453 判決の評釈を兼ねて一」経営法律第 30 卷第 3 号（2020）、157 頁は、例外として、題名にある判決において、代表取締役が取締役会決議のないまま行った取引の相手方が支払いを求めて訴えた事件の判決につき「取締役の忠実義務を善管注意義務と連携せず違反の有無を明示的に判断したという点で意味がある」としている。

- 27 大法院 2013 年 9 月 12 日宣告 2011 다 57869。韓国で大規模小売店業を営む株式会社新世界の取締役であったサムスン財閥の総帥後継者（当時）であったイ・ジエヨンが、取締役会の決議を経ることなく新世界の完全子会社であった光州新世界の株式を大量に引受けた行為につき、イ・ジエヨンについては競業避止義務違反が、イ・ジエヨンを含む当時の新世界百貨店取締役には「事業機会の流用」および「利益相反取引」の禁止規定違反があったとして、株主である市民団体が提起した損害賠償事件。
- 28 経済改革研究所 HP よりイ・チャンミンコラム「財閥総帥はやりたい放題だろう」
https://www.erri.or.kr/bbs/board.php?bo_table=B22&wr_id=353&page=3
- 29 経済改革連帯 HP 経済改革レポート 2018-02 「財閥への競争力集中：その変化と政策的示唆点」
https://www.erri.or.kr/bbs/board.php?bo_table=B11&wr_id=317
- 30 日本経済新聞 2015 年 5 月 26 日記事「サムスン持ち株会社、系列社と合併

織の筆頭株主であった国民年金公団がサムスン物産との合併前に株式を大量に売却することで株価を一時的に下げ、合併後に再度買い直す等、その経緯に不自然な点が多かったため検察による捜査がなされ、背任罪による刑事訴追も行われた³¹。この事例に限らず、他の財閥においても、財閥総帥の世代交替^{32 33}に伴う系列会社の分離・統合³⁴とそれによる小額多数の株主の利益の収奪とされる事例が頻発した。

2020 年に議論を呼んだのが、LG 化学の電池事業部門の物的分割問題である。LG 化学が電池事業部門（LG エネルギーソリューション）を分社化し、その株式を LG 化学が 100% 所有すると報じた直後の 2 日間で株

創業者の支配強化」

https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM26H0H_W5A520C1EAF000/?m_sockid=0b189a22d0886b6e088195edd17a6a10

- 31 イ・ジェヨン現サムスン会長等の無罪は 2025 年に確定している。毎日経済新聞 2025 年 7 月 17 日記事「大法院、2 審で無罪判決を認め、検察の上告棄却とともに起訴された 13 人も全員無罪確定」<https://www.mk.co.kr/jp/business/11370169>
- 32 サムスン財閥の総帥交代にかかる持分の承継について、朴亨珠「韓国型経営の構造的特徴に関する一考察」経済学論集第 89 集（2019）、7～8 頁。
- 33 韓国において、財閥創業者世代の政経癒着に由来する不正等以上に、最近の財閥創業家第 3～第 4 世代の財閥承継に対して厳しい目が向けられている。これは、創業者世代にとっては当該不正が時代背景として仕方のない状況であった（不可避であった）こと、またそれらの行為が実際に経済発展や企業の成功につながったことにより正当化しうるという世論があるのに対して、創業家第 3～第 4 世代は創業者世代が持つ統制力やリーダーシップを持たないばかりか、経営能力も検証されないまま、単に総帥や創業家の家族であるという理由だけで目覚ましい昇進を経て役員として経営に参加していること、また、道徳性や倫理的側面など、社会指導層として備えるべき市民的資質も欠如している事例が観察されることによるものだとされる。経済改革研究所経済改革レポート 2015-04「財閥総帥一家の経営権世襲と専門家の認識度分析」
https://www.erri.or.kr/bbs/board.php?bo_table=B11&wr_id=242
- 34 キム・シピヨン「取締役の株主利益保護が問題となる個別状況分析および合理的規制方案の検討」経済法研究第 24 卷第 1 号（2025）、49～65 頁は、サムスン物産・第一毛織合併事件のような支配株主による株式の低価額取得（株式による役員報酬を含む）のほか、支配株主による保有株式の高値売却、M&A における少数株主への損害等の事例を挙げる。ハンファ財閥における株式報酬（譲渡制限付き株式ユニット、RSU）の問題についてはハンギョレ新聞 2024 年 2 月 17 日記事「[コラム] サムスン・ハンファが示した「コリアディスカウントの原因」<https://japan.hani.co.kr/arti/opinion/49180.html>

価が 10% 以上急落した³⁵。これは、LG エネルギーソリューションの将来的な上場等の事業活動につき、一般・個人の株主がその利益を享受できず、むしろ支配株主にのみその付加価値が集中すると考えたためであった³⁶。収益性の高い事業部門を物的分割し、将来的に上場等することは、会社全体(総株主)の利益からすれば資産規模の拡大につながり企業価値は向上する。しかし、LG 財閥の支配株主にしてみれば物的分割により LG エネルギーソリューションから他の一般・個人株主を排除することができることにつながるため、むしろ支配株主の影響力が強化されると捉えられたのである³⁷。

これらの問題については、既述のとおり会社機会の流用禁止規定の導入、また証券関連集団訴訟制度の導入³⁸等で対応をはかってきたが不十分であるという意見が絶えず、商法改正を求める声が高まっていた³⁹。

しかし、取締役の義務にかかる商法改正は、実は一度頓挫している。2025 年 3 月 13 日に、忠実義務の対象の拡大、および電子株主総会の義務化についての商法改正案(以下、2025 年 3 月商法改正)を国会本会議で可決した⁴⁰。2025 年 3 月商法改正案は、主として現在の与党である「共に民主党」の議員らが複数(14 件)提出した法律案を委員会で審査し、当該議案の全部または一部を反映した代案を委員会提出法律案として国会に提出したものであった⁴¹。

35 イ・サンフン「物的分割と持株会社ディスカウント」法学論攻第 71 集(2020)、301 頁～。

36 イ・サンフン「取締役の株主に対する忠実義務」商事法研究第 41 卷第 2 号(2022)、401 頁。

37 イ・サンフン前掲注 36、402 頁。

38 韓国における証券関連集団訴訟制度の導入、改善については長谷川・前掲注 8 および長谷川乃理「韓国における集団的紛争解決制度の動向」名城法学 68 卷 3・4 号(2019) 参照。

39 経済改革研究所イシュー & 分析 2013-08 「商法第 382 条の 3(取締役の忠実義務) 改正必要性—取締役および支配株主の私益追求防止のために」
https://www.erri.or.kr/bbs/board.php?bo_table=B12&wr_id=182&page=6

40 韓国国会 HP より報道資料「国会本会議、『商法』・『初・中等教育法』『児童福祉法』等 53 件の案件処理」
<https://www.assembly.go.kr/portal/bbs/B0000051/view.do?nttId=3557610>

41 韓国法の法案作成における特徴について、國分典子『憲法から見た韓国「民主共

2025年3月商法改正案では、382条の3につき、「取締役は法令または定款の規定に従い会社のためその職務を忠実に遂行しなければならないと規定されているが、株主に対する忠実義務は規定されておらず、これを明文化して取締役がその職務を遂行するにおいて会社のみならず総株主の利益を保護し全体株主の利益を公平に扱うようにした」という理由で、以下のように改正することとしていた。

「第1項 取締役は法令および定款の規定にしたがい、会社および株主のためその職務を忠実に遂行しなければならない

第2項 取締役はその職務を遂行するにあたり、総株主の利益を保護しなければならず、全体株主の利益を公平に扱わなければならぬ」。

これに対して、4月1日、当時大統領代行を務めていた韓憲洙首相が2025年3月商法改正案につき大統領としての法案再議要求権行使した⁴²。法案再議要求権は憲法上大統領に認められた権限(憲法53条⁴³)であり、再議が要求されると、加重された要件を満たして法案を可決する必要

共和国」とは何か』名古屋大学出版会(2025)、276頁。議員立法が多いこと、その原因の一つとして政府案作成に時間がかかることを指摘する。

42 韓国聯合ニュース 2025年4月1日記事「韓国大統領代行 商法改正案に拒否権行使=「企業経営に大きな影響」」<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20250401001200882>

43 憲法53条①国会において議決された法律案は政府に移送され15日以内に大統領が公布する。

②法律案に異議があるときには大統領は第1項の期間内に異議書を付して国会に回付し、その再議を要求することができる。国会の閉会中も同様である。

③大統領は法律案の一部につき、または法律案を修正して再議を要求することはできない。

④再議の要求があるときには国会は再議に付し、在籍議員の過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成をもって以前と同じ議決をしたときにはその法律案は法律として確定される。

⑤大統領が第1項の期間内に公布や再議の要求をしないときにもその法律案は法律として確定される。

⑥大統領は第4項と第5項の規定により確定された法律を遅滞なく交付しなければならない。第5項により法律が確定した後または第4項による確定法律が政府に移送された後5日内に大統領が公布しないときには国会議長がこれを公布する。

⑦法律は特別な規定がない限り公布された日から20日を経過したことをもつて効力を発生する。

が生じるため、実質的には法案の成立を（一時的にも）阻止することにつながる⁴⁴（実際、4 月 17 日に再議が行われたが、可決のための要件を満たすことができず廃案となった）。

再議の要求は「（2025 年 3 月商法改正案）382 条の 3 は①会社と株主の利益が相反する例外的な状況をむしろ前提とし、株主に対する忠実義務を包括的かつ不明確に規定していることで経営の萎縮を招きかねないこと、②従来の規定と体系整合性が取れない状態で商法に規定することで刑事上の責任の根拠ともなりかねないこと、③ 2 項にある「総株主」「全体株主」の語の概念が不明確であること等を理由として挙げていた。

しかし、韓大統領代行は「今回の再議要求権行使は国会を通過した商法改正案の基本趣旨に反対するものでは決してない」⁴⁵として、商法に規定するのではなく、資本市場統合法⁴⁶を改正することを示唆した⁴⁷。

4 2025 年 7 月改正における取締役の義務の範囲拡大とその評価

2025 年 7 月改正では、382 条の 3 を改正し、①取締役が会社のみならず株主のために職務を忠実に遂行すること、②取締役が総株主の利益を保

44 大統領の立法への影響力につき、國分・前掲注 41、282～284 頁。従来、慣例的に与野党が立法にかかる常任委員会委員長ポストを分け合ってきた状況が、文在寅大統領の際に変化したこと、また、尹錫悦前大統領の時に再議要求権の行使回数が極めて多かった（25回。李承晩の 45 回に次ぐ）ことを紹介し、「再議要求権の趣旨が大統領の「国政の統合・調整者」としての役割にもとづく権限であることを考えると、この権限を少数野党の国会多数派に対する対抗策として利用することは「権限濫用」といっても過言ではない」と述べる。

45 韓国毎日経済新聞 2025 年 4 月 1 日記事 <https://www.mk.co.kr/jp/politics/11279141>

46 韓国においては、1997 年以降、旧証券取引法（現在は「資本市場と金融投資業に関する法律（資本市場統合法）」）に、資産規模が 1000 億ウォンを超える株式上場法人の企業統治等、商法の特例を定めている。長谷川乃理「韓国 2009 年商法改正に関する一考察」名城法学 60 卷 1・2 号（2010）、228～229 頁。

47 実際に、政府は 2024 年 12 月に「一般株主利益保護強化のための資本市場法改正方向」を公表し、株式上場法人のうち一定の資産規模以上の会社を対象として「合併・分割など財務的取引（資本市場法第 165 条 4）に乗り出すとき、取締役会が「株主の正当な利益が保護されるよう努力しなければならない」旨を盛り込んだ法案を提出した。韓国毎日経済 2024 年 12 月 2 日記事「政府が企業合併・分割時に株主の利益保護原則をはじめて盛り込んだ資本市場法改正案公開」<https://www.mk.co.kr/jp/stock/11183781>

護し、総株主の利益を公平に扱う義務を負う事を明示した（条文中傍線は筆者による）。

改正前	改正後
第382条の3（取締役の忠実義務）取締役は、法令および定款の規定に従い、会社のためその職務を忠実に遂行しなければならない。	第382条の3（取締役の忠実義務等）①取締役は法令および定款の規定に従い、 <u>会社および株主</u> のためにその職務を忠実に遂行しなければならない。 ②取締役はその職務を遂行するにあたり、 <u>総株主の利益を保護しなければならず</u> 、全体株主の利益を公平に扱わなければならぬ。

上記改正の骨子は三点であるとされる⁴⁸。第一に、取締役の忠実義務の対象を「会社」から「会社および株主」に変更し、株主（特に少数株主）の権利を法律上の保護対象として明記したこと、第二に、株主間で利害が異なる場合に、総株主の共同の利益を侵害する行為に対する取締役の責任を強調し、忠実義務違反の有無を判断するときの基準として、取締役会の経営判断ではなく、株主全体の利益に対する実質的考慮の有無を重点的に評価すべきこと、第三に、企業の経営者が大株主の利益を優先し、少数派株主の権利を侵害する一連の行為に対して、株主代表訴訟等の手段を通じて法的責任を追及するための根拠規定を設けたことである。

第一の点、特に少数派株主の権利を会社法上の保護の対象とする点について、議員立法の初期には「株主の比例的利益と会社のため」とするものがあった⁴⁹。この「株主の比例的利益」とは、株式1株あたりの価値を保護するという意図を明確にするために用いられたとされる⁵⁰。3月・7月に成立した改正案は、1項に「株主の比例的利益」の語を加えるのではなく、

48 チョン・ジュホ「取締役の株主忠実義務拡大とテニュア・ボーティング導入にかかる法的考察」法学論叢第62集（2025）、400頁。

49 韓国議案情報システム（<https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/main/mainPage.do>）から閲覧可能。議案番号 2200144。チョン・ジュンホ議員代表発議案。

50 イ・サンファン前掲注 36、401頁。

2 項で「総株主の利益」という表現を使用したが、実際には大株主以外の株主（少数派株主）の持分比例的利益を含んでいるという指摘がある⁵¹。

先述のとおり、韓国大法院は従来一貫して善管注意義務と忠実義務とを区別せず同義の概念として用いている。この点は取締役の背任罪における事例についても同様である⁵²が、いわばこれを「法の不備」と考えるのが「株主の比例的利益」概念を導入すべきであると考える論者の見解である。改正前商法 382 条の 3 の規定のままでは取締役はあくまで会社に対してのみ義務を負い、株主に対しては義務を負わないため、取締役が株主（特に少数派株主）の利益に反する行為を行っても、いかなる責任をも負わない

51 キム・シピヨン前掲注 34、47 頁注 4。

52 韓国の大法院は、刑事案件についても一貫して株主と会社の法人格を別個のものとして判断してきた。①大法院 1983 年 12 月 13 日宣告 83 도 2530 全員合議體判決は、一人株主が会社に対する背任罪の主体となり得るかについての事件において、「いわゆる一人会社においても行為の主体とその本人とは明らかに別個人格であり、その本人である株式会社に財産上の損害が発生した時に背任罪は成立するものであるから、究極的にその損害が株主の損害となるとしても、既に成立した罪には何ら影響がない」として法人格が異なることを明示した。また、②大法院 2000 年 5 月 26 日宣告 99 도 2781 は会社 X の支配権取得目的のため架空の会社 Y を設立し、Y に十分な支払能力がないことを知りながら手形を振り出したうえで X の代表取締役として X 名義の裏書を行った事件。「株式会社と株主は別個人格として同一者とは見なせないため、会社の役員がその職務に違反する行為により財産上の利益を取得し、または第三者にこれを取得させて会社に損害を与えた場合には、これにより背任罪が成立する。その職務違反行為について事実上大株主の了解を得ていたとしても、本人である会社に損害がないとか、あるいは背任の犯意がないとも見なせない。」とした。

さらに③大法院 2004 年 5 月 13 日宣告 2002 도 7340 は新株発行において代表取締役が仮装払込を行った場合、商法上の仮装払込罪のほか、別途既存株主に対する業務上背任罪が成立するか否かについて、当該業務は会社の業務であり、会社に対する善管注意義務または忠実義務に基づくものであるから「新株発行において代表取締役が一般株主に対し、彼らの新株引受権と既存株式の価値を保全する任務を代行する、あるいは株主の財産保全行為に協力する者として他人の事務を処理する者の地位にあるとは認められない」として否定している。

以上の例はあくまで刑事法上の背任罪の構成要件についてであり、本来は民事事件における取締役の義務を否定する根拠ではない。しかし、サムスン物産と第一毛織の合併無効訴訟の一審判決（ソウル中央地方法院 2017 年 10 月 19 日 2016 가합 510827）は同事案の民事事件（背任罪）に関する大法院判決（③事件）を引用し、サムスン物産取締役らが「個別の株主の具体的・経済的得失を考慮すべき義務までを負うとは認められない」とした。

状況にあるという主張である。

これに対しては、「現行法においても取締役は株主の利益を保護・増進する義務を負う」という有力な反論がなされた⁵³。会社の受任者として取締役は「会社の利益」を保護し、増進しなければならない。この「会社の利益」の本質は株主の利益であり、株主利益の保護・増進は取締役の義務の重要な内容を構成するというものである。

そもそも、取締役は委任契約に基づいて（382条2項）会社の事務処理を受任し、それにともなって、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって会社の業務執行を行う（民681条）。再議要求理由にあるように、新株発行や合併比率の決定等、会社の利益と個々の株主の利益が異なる限定的な場面を前提として、商法で一般的に株主に対する忠実義務を規定することは、善管注意義務を負う相手方と忠実義務を負う相手方とが異なることになり、体系上の矛盾が生じる⁵⁴。むしろ、善管注意義務は株主に対して負わない、株主利益とは無関係の義務であるという解釈につながりかねないという指摘もある⁵⁵。

会社経営のため株主の短期利益を阻害する行為であっても長期的に必要な事業を推進することは取締役の経営判断の一環として当然に検討しうるものである。しかし、2025年3月・7月改正商法382条の3は、第1項で「株主」に対する忠実義務を規定し、第2項では「総株主の利益」の保護、「全株主の利益」の公平な取扱いを規定している。株主の短期的利益が会社の長期的利益と相反することがあり得るにもかかわらず、文言だけを解釈するのであれば、2025年改正後382条の3第1項は全ての状況（取締役との利益相反が存在しない状況を含めて）において、株主、特に個別の株主の利益を、会社の利益と同等に扱う必要が生じるのではないか。

53 キム・ゴンシク他前掲注20、426～427頁。また、チョン・ギヨンファン、ジョン・ジュンヒョク「取締役の忠実義務と株主利益の保護」韓国ESG基準院ESGレビュー115巻（2025）。

54 フン・ボッキ「取締役の忠実義務にかんする論点」経済法研究第23巻第2号（2024）、12頁。

55 チョン・ギヨンファン他前掲注53。

このように考えると、2025 年 7 月改正の骨子の三点目が、「取締役の責任追及の根拠規定となる」ことはむしろ混乱を招きかねない。日本と同様に、韓国の株主代表訴訟は代位訴訟であり（403 条⁵⁶3 項）、賠償は会社に対して行われるが、会社の損害が発生していない場合に代表訴訟を通じた取締役の責任追及が可能であるとは考えづらい。個人株主の利益を害したことの責任を追及するのであればむしろ対第三者責任についての規定（401 条）を用いることになる。韓国では既に、事業報告書等の虚偽記載等による個々の株主の損害の賠償責任を追及する方法として証券関連集団訴訟制度が導入されている。証券関連集団訴訟の提起に厳格な要件が課されている⁵⁷ことに比べれば、対第三者責任訴訟の提起まで認めるることは、実際の責任認定につながらずとも応訴の負担だけで取締役には過多⁵⁸であり、むしろ経営萎縮、ひいては企業価値毀損の一因となるのではないか。

-
- 56 403 条（株主の代表訴訟）①発行株式の総数の 100 分の 1 以上に該当する株式を有する株主は会社に対して取締役の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。
②第 1 項の請求はその理由を記載した書面をもってしなければならない。
③会社が前項の請求を受けた日から 30 日内に訴えを提起しないときには第 1 項の株主はただちに会社のために訴えを提起することができる。
④第 3 項の期間の経過により会社に回復することのできない損害が生じるおそれがある場合には前項の規定にかかわらず第 1 項の株主はただちに訴えを提起することができる。
⑤第 3 項と第 4 項の訴えを提起した株主の保有株式が提訴後発行株式総数の 100 分の 1 未満に減少した場合（発行株式を保有しなくなった場合を除く）であっても提訴の効力には影響はない。
⑥会社が第 1 項の請求により訴えを提起するか、株主が第 3 項と第 4 項の訴えを提起した場合、当事者は法院の許可がなければ訴えの取下げ、請求の放棄、認諾、和解をすることができない。
⑦第 176 条第 3 項、第 4 項と第 186 条の規定は本条の訴えに準用する。
- 57 要件について、長谷川・前掲注 38、190～191 頁。要件の厳格さゆえか、実際に賠償判決が確定したのは証券関連集団訴訟制度の導入から 20 年が経過した今も 2 件のみである。
- 58 チョン・ギョンフン他前掲注 53 は、「一部の株主が立法趣旨に反して訴訟を濫用しても、これは裁判によって統制すべき領域に過ぎない」と主張するが、裁量棄却にあたる規定がない以上応訴はせざるを得ない。

5 おわりに

韓国でも、日本と同様に取締役の義務は両当事者の合意に基づく委任契約に由来する。しかし、特に財閥をめぐる各種の問題が発生するにつれ、業務執行指示者の責任、取締役の秘密維持義務、会社機会の流用禁止規定の導入等を次々に行ってきました。その中で、2025年7月商法改正前の時点では、すでに、各種の義務についてそれを負う主体に不明確さが生じていたことを本稿では指摘した。

2025年7月商法改正は、いわゆる取締役の忠実義務について規定する382条の3の対象を「株主」にまで拡大した。取締役等、業務執行を担う者の範囲（各種の義務を負う主体）に不明確な点があるのみならず、その対象も明確でないとすれば、2025年7月商法改正後382条の3は「理念的なスローガン⁵⁹」であり、既存の法理を確認するための立法に過ぎない⁶⁰と言わざるを得ない。財閥の世代交代に伴う大株主の行動を規制することが本改正の目的なのであれば、商事に関する一般法である商法をすぐに改正するのではなく、大規模上場法人にかんする商法の特例を定めた資本市場統合法に株主保護のための具体的な規定を定める等の方法がより実効性が高いように思われる。

59 李哲松「株主の比例的利益を保護するための商法改正案の評価」上場協研究（2023）、28頁。

60 チョン・ギョンフン他前掲注53。